

適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能利用規約 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である

改正後	改正前
適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能利用規約	適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能利用規約
国税庁が提供する適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能(以下「本機能」といいます。)については、下記の全ての条項に同意していただいた上でご利用ください。 記 (目的) 第 1 条 本利用規約は、本機能の利用に<u>当たって</u>同意していただくことが必要な事項を定めることを目的とします。 (定義) 第 2 条 本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。 一 「本機能」とは、<u>国税庁が運用する適格請求書発行事業者公表システム以外</u>のシステムから<u>適格請求書発行事業者公表システムに対してインターネットを通じて情報取得に関する要求を送信すること</u>で、適格請求書発行事業者の情報を取得することを可能とする機能をいいます。 二 「利用者」とは、<u>国税庁からアプリケーション ID の発行を受けて</u>本機能を利用する者をいいます。	国税庁が提供する適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能(以下「本機能」といいます。)については、下記の<u>利用規約</u>の全ての条項に同意していただいた上でご利用ください。 記 (目的) 第 1 条 本利用規約は、<u>国税庁が提供する本機能の利用に関し、利用者に</u>同意していただくことが必要な事項を定めることを目的とします。 (定義) 第 2 条 本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。 一 「<u>適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能</u>」とは、<u>利用者</u>のシステムからインターネットを通じて情報取得に関する要求を送信することで、<u>利用者のシステムで必要な適格請求書発行事業者の</u>情報を取得することを可能とする機能をいいます。 二 「利用者」とは、<u>本機能を利用し、適格請求書発行事業者の情報を取得しようとする者</u>をいいます。

改正後	改正前
三 「適格請求書発行事業者」とは、<u>消費税法第 57 条の 2 第 1 項の規定による登録を受けた事業者をいいます</u>（消費税法第 2 条第 1 項第 7 号の 2）。 四 「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」（以下「公表サイト」といいます。）とは、適格請求書発行事業者の情報を公表するためのウェブサイトを行います。 五 「アプリケーション ID」とは、本機能及び法人番号システム Web-API 機能（以下「本機能等」といいます。）を利用する者を特定するために国税庁が当該利用する者に発行する符号をいいます。 六 「アプリケーション ID 発行届出情報」とは、<u>本機能を利用しようとする者が、公表サイトを利用して本機能に係るアプリケーション ID の発行又は既に保有する法人番号システム Web-API 機能に係るアプリケーション ID への本機能の利用権限の付与を受けるために提出する、当該者の法人名又は氏名、メールアドレス、電話番号等の情報をいいます。</u> 七 「コンテンツ」とは、本機能が提供する情報をいいます。 八 「法人番号システム Web-API 機能」とは、国税庁が運用する法人番号システム以外のシステムから法人番号システムに対してインターネットを通じて情報取得に関する要求を送信することで、「<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u>」（平成 25 年法律第 27 号）の規定により法人番号の指定を受けた者の情報（国税庁法人番号公表サイトにおいて公表しているものに限ります。）を取得することを可能とする機能をいいます。	三 「適格請求書発行事業者」とは、<u>「登録申請書を提出し、税務署長の登録を受けた事業者」をいいます</u>（<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）第 5 条の規定による改正後の消費税法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 に規定</u>）。 四 「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」（以下「公表サイト」といいます。）とは、適格請求書発行事業者の情報を公表するためのウェブサイトを行います。 五 「アプリケーション ID」（以下「ID」といいます。）とは、本機能や法人番号システム Web-API 機能の利用者を特定するために国税庁が利用者に提供する符号をいいます。 六 「アプリケーション ID 発行届出情報」とは、公表サイトを利用して ID の発行を届け出るために作られる、<u>本機能を利用しようとする者の法人名又は氏名、メールアドレス、電話番号等の利用者情報をいいます。</u> 七 「コンテンツ」とは、本機能が提供する情報をいいます。 八 「法人番号 Web-API 機能」とは、国税庁が提供する法人番号システム Web-API 機能のことをいいます。

改正後	改正前
九 <u>「公表情報」とは、次の事項をいいます。</u> イ <u>氏名（適格請求書発行事業者の氏名のほか、事業者の選択により、氏名として公表するか氏名と併記して公表するかを選択できる住民票に記載されている外国人住民の通称又は旧姓（旧氏）氏名を含む。）又は名称</u> ロ <u>登録番号</u> ハ <u>登録年月日、取消年月日、失効年月日</u> ニ <u>法人においては本店又は主たる事務所の所在地</u> ホ <u>特定国外事業者（特定国外事業者とは、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者をいいます。）以外の国外事業者においては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地</u> ヘ <u>個人事業者の主たる屋号（適格請求書発行事業者が希望する場合に限る。）</u> ト <u>個人事業者及び人格のない社団等の本店又は主たる事務所等の所在地（適格請求書発行事業者が希望する場合に限る。）</u> （利用の申請等） 第3条 本機能を利用しようとする者は、アプリケーション ID 発行届出情報を公表サイトからインターネット経由で送信する方法により国税庁に<u>申請する</u>ものとします。 2 （削除）	（新設） （利用の届出） 第3条 本機能を利用しようとする者は、<u>「アプリケーション ID 発行届出情報」を公表サイトからインターネット経由で送信する方法により利用者情報を国税庁に届け出る</u>ものとします。 2 <u>前項の利用者情報を国税庁に届け出た後、本機能を利用しようとする者は、別紙1「適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能ア</u>

改正後	改正前
3 アプリケーション ID 発行届出情報<u>のうち</u>、メールアドレスは、別の<u>アプリケーション ID の発行の際に使用していないメールアドレス一つ</u>を提出するものとします。 4 利用者は、<u>発行済みのアプリケーション ID に係る法人名又は氏名、メールアドレス、電話番号等の情報</u>に変更が生じた場合は、公表サイトから変更情報をインターネット経由で送信する方法により、<u>速やかに</u>国税庁に届け出るものとします。 5 (削除) 6 利用者は、次の事項について誓約するものとします。 一 本利用規約や個人情報保護法等の<u>関係法令</u>を遵守すること 二 利用者が取得した公表情報を第三者へ提供する際に、「<u>国税庁適格請求書発行事業者公表サイトの運営方針</u>」に記載の目的に反することを行わないこと 三 国税庁が行う臨場又は書面の監査に協力すること (<u>アプリケーション ID の通知及び管理等</u>) 第 4 条 国税庁は、前条第 1 項の規定により申請のあった<u>アプリケーシ</u>	<u>アプリケーション ID 発行申請書</u>」(以下「発行申請書」といいます。))を<u>国税庁にメールにより申請するものとします。</u> 3 アプリケーション ID 発行届出情報に使用する<u>メールアドレス</u>は、別の ID の発行の際に使用していないメールアドレスを届け出るものとし、<u>既に発行された ID にも適用されるものとします。また、アプリケーション ID 発行届出情報に使用するメールアドレスは一つとします。</u> 4 利用者は、<u>利用者情報</u>に変更が生じた場合は、公表サイトから変更情報をインターネット経由で送信する方法により速やかに国税庁に届け出るものとします。 5 利用者は、発行申請書に記載した事項に変更が生じた場合は、別紙 2「<u>適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能アプリケーション ID 変更申請書</u>」(以下「変更申請書」といいます。))を速やかに<u>国税庁にメールにより申請するものとします。</u> 6 利用者は、次の事項について誓約するものとします。 一 本利用規約や個人情報保護法<u>など</u>関係法令を遵守すること 二 利用者が取得した公表情報を第三者へ提供する際に、「<u>適格請求書発行事業者公表サイトの運営方針</u>」に記載の目的に反することを行わないこと 三 国税庁が行う臨場又は書面の監査に協力すること (ID の通知及び管理等) 第 4 条 国税庁は、前条第<u>一</u>項及び第<u>二</u>項で届出のあった<u>利用者情報及</u>

改正後	改正前
<u>ョン ID 発行届出情報を審査した上で、本機能に係るアプリケーション ID を発行、又は、利用者が既に保有する法人番号システム Web-API 機能に係るアプリケーション ID に本機能の利用権限を付与し、その旨をメールで利用者に通知します。</u> 2 利用者は、通知を受けた<u>アプリケーション ID</u>の管理責任を負うものとします。 3 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適宜の方法により速やかに国税庁に連絡するものとします。 一 <u>アプリケーション ID</u>が第三者によって不正に利用されていることが判明した場合 二 <u>アプリケーション ID</u>を忘失した場合 三 <u>アプリケーション ID</u>の利用を停止する場合 四 <u>アプリケーション ID 発行届出情報</u>に記載したプログラム・システム等を廃止した場合 4 国税庁は、前項第一号の<u>規定</u>に基づく連絡があった場合又は<u>アプリケーション ID</u>が第三者によって不正に利用されている若しくは不正な利用が疑わしいと判断した場合は、本機能の利用を直ちに停止することができるものとします。 5 国税庁は、<u>3 年以上本機能等にアクセスした事績がないアプリケーション ID</u>について、<u>利用停止措置を講じることができるものとします。</u> (削除) (削除)	<u>び申請情報（発行申請書及び変更申請書に記載された事項をいいます。）を審査した上で、ID を発行し、当該 ID をメールで利用者に通知します。</u> 2 利用者は、通知を受けた ID の管理責任を負うものとします。 3 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適宜の方法により速やかに国税庁に連絡するものとします。 一 ID が第三者によって不正に利用されていることが判明した場合 二 ID を忘失した場合 三 ID の利用を停止する場合 四 <u>申請情報</u>に記載したプログラム・システム等を廃止した場合（<u>別のプログラム・システム等で引き続き利用する場合を除く。</u>） 4 国税庁は、前項第一号に基づく連絡があった場合又は ID が第三者によって不正に利用されている若しくは不正な利用が疑わしいと判断した場合は、本機能の利用を直ちに停止することができるものとします。 5 国税庁は、<u>次の各号のいずれかの日から 3 年を経過する日までの期間、利用者が ID を利用して本機能及び法人番号 Web-API 機能（以下「本機能等」といいます。）にアクセスした事績がない場合、本機能の利用を停止することができるものとします。</u> 一 <u>最後に本機能等へのアクセスがあった日</u> 二 <u>前号に該当しない場合は ID を発行した日</u>

改正後	改正前
6 国税庁は、利用者が<u>提出したアプリケーション ID 発行届出</u>情報について確認するため、利用者の住所又は本店所在地若しくは主たる事務所、事業所等へ臨場による監査又は書面による監査を行うことができるものとし、利用者はこれに協力することとします。 (個人情報保護法等の関係法令の遵守) 第4条の2 利用者は<u>本機能により</u>取得した<u>適格請求書発行事業者</u>の情報につき個人情報保護法等の規定に基づき管理を行うものとし、 (利用状況の情報提供等) 第5条 国税庁は、利用者に本機能の利用状況について、アンケート及びその他の方法により聴取を行うことができるものとし、その際、利用者は開示可能な範囲で情報を提供するものとし、 2 国税庁は、<u>前項の規定</u>に基づき提供された情報について、活用事例として公開することができるものとし、 (情報の取得元の明示) 第6条 利用者は、本機能を利用したサービスを提供する場合は、「このサービスは、適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能を利用して取得した情報をもとに作成しているが、サービスの内容は国税庁によって保証されたものではない」を適宜の場所に明示するものとし、 (コンテンツの利用条件等)	6 国税庁は、利用者が<u>届け出た利用者情報又は申請情報</u>について確認するため、利用者の住所又は本店所在地若しくは主たる事務所、事業所などに臨場又は書面に<u>て</u>監査を行うことができるものとし、利用者はこれに協力することとします。 (個人情報保護法など関係法令の遵守) 第4条の2 利用者は取得した情報につき個人情報保護法等の規定に基づき管理を行うものとし、 (利用状況の情報提供) 第5条 国税庁は、利用者に本機能の利用状況について、アンケート及びその他の方法により聴取することができるものとし、その際、利用者は開示可能な範囲で情報を提供するものとし、 2 国税庁は、前項に基づき提供された情報について、活用事例として公開することができるものとし、 (情報の取得元の明示) 第6条 利用者は、本機能を利用したサービスを提供する場合は、「このサービスは、適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能を利用して取得した情報をもとに作成しているが、サービスの内容は国税庁によって保証されたものではない」を適宜の場所に明示するものとし、 (コンテンツの利用条件等)

改正後	改正前
第7条 コンテンツの利用条件等は、別に定める「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト利用規約」により取り扱います。 (利用可能時間及び利用の停止) 第8条 本機能の利用可能時間は、本機能が停止する以外の時間とします。 2 国税庁は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に公表サイトに掲載して、本機能の利用の停止をすることができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、公表サイトに掲載することなく本機能の利用の停止をすることができるものとします。 - 一 機器等のメンテナンスが予定される場合 - 二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合又は本機能に重大な障害が発生した場合 - 三 その他、国税庁において、本機能の利用の停止が必要と判断した場合 3 国税庁は、本機能の利用が著しく集中した場合等には、本機能の利用を制限することができるものとします。 (禁止事項等) 第9条 利用者は、本機能の利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。 - 一 本機能の運用及び管理を故意に妨害すること - 二 本機能に対し、ウイルスに感染したファイルを故意に送信すること	第7条 コンテンツの利用条件等は、別に定める「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト利用規約」により取り扱います。 (<u>本機能</u>の利用可能時間及び利用の停止) 第8条 本機能の利用可能時間は、本機能が停止する以外の時間とします。 2 国税庁は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に公表サイトに掲載し、本機能の利用の停止をすることができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、公表サイトに掲載することなく本機能の利用の停止をすることができるものとします。 - 一 機器等のメンテナンスが予定される場合 - 二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合又は本機能に重大な障害が発生した場合 - 三 その他、国税庁において、本機能の利用の停止が必要と判断した場合 3 国税庁は、本機能の利用が著しく集中した場合等には、本機能の利用を制限することができるものとします。 (禁止事項) 第9条 利用者は、本機能の利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。 - 一 本機能の運用及び管理を故意に妨害すること - 二 本機能に対し、ウイルスに感染したファイルを故意に送信すること

改正後	改正前
三 短時間における大量アクセスその他本機能の運用に支障を与えること 四 以下のいずれかの内容を含むアプリケーションの作成、運営及びこれらに関するサービスを提供すること イ 本利用規約に違反する内容 ロ 法令又は公序良俗に反する内容 ハ 閲覧者に誤解を与えるおそれのある内容 五 <u>アプリケーション ID を第三者に譲渡、貸与又は開示すること</u> 六 <u>第3条第1項の規定に基づくアプリケーション ID 発行届出情報の申請に当たって、虚偽の情報を申請すること</u> 七 <u>第3条第4項の規定に基づくアプリケーション ID 発行届出情報の届出に当たって、虚偽の情報を届け出ること</u> 八 <u>発行済みのアプリケーション ID に係る法人名又は氏名、メールアドレス、電話番号等の情報に変更が生じた場合に、速やかな届出を怠ること</u> 九 利用者が取得した公表情報を、「<u>国税庁適格請求書発行事業者公表サイトの運営方針</u>」に<u>定める目的以外の目的のために第三者に提供すること</u> 十 本機能の利用に当たり、第三者又は国税庁に不利益若しくは損害を与えること 2 国税庁は、利用者が前項各号の<u>いずれかに該当する行為を行ったことを疑うに足りる相当な理由がある場合</u>その他国税庁が必要と認める場合には、利用者に対し、利用状況、利用者によるアプリケーションの作成、運営及びこれらに関するサービス、コンテンツ等の提供について	三 短時間における大量アクセスその他本機能の運用に支障を与えること 四 以下のいずれかの内容を含むアプリケーションの作成、運営及びこれらに関するサービスを提供すること イ 本利用規約に違反する内容 ロ 法令又は公序良俗に反する内容 ハ 閲覧者に誤解を与えるおそれのある内容 五 ID を第三者に譲渡、貸与又は開示すること 六 虚偽の<u>利用者情報又は申請情報を届け出ること</u> (新設) 七 <u>利用者情報又は申請情報に変更が生じた場合に、早期の届け出を怠ったこと</u> 八 利用者が取得した公表情報を<u>第三者へ提供する際に</u>、「適格請求書発行事業者公表サイトの運営方針」に<u>記載の目的に反すること</u> 九 本機能の利用に当たり、第三者又は国税庁に<u>対し</u>、不利益若しくは損害を与えること 2 国税庁は、利用者が前項各号に<u>掲げるいずれかに該当する行為を行ったことを疑うに足りる相当な理由がある場合</u>その他国税庁が必要と認める場合は、利用者に対し、利用状況又は利用者によるアプリケーションの作成、運営及びこれらに関するサービス、コンテンツ等の提供

改正後	改正前
聴取を行うことができるものとし、<u>聴取を行った結果、前項各号のいずれかに該当する行為を行ったと認められた場合又は行うおそれがあると認められた場合には、必要に応じて、改善を求めることができるもの</u>とします。 3 利用者は、国税庁から前項の<u>規定による改善を求められた場合</u>、速やかに改善を行うものとします。 4 国税庁は、利用者が第1項各号のいずれかに該当する行為を行った<u>と認める場合又は行うおそれがあると認める場合において、第3条各項の規定により申請又は届出されているメールアドレス又は電話番号によって連絡を取ることができず、第2項の聴取を行うことができないとき、又は第2項による改善の求めに応じないときは、本機能の利用を停止することができるものとします。</u> 5 前項の規定により、本機能の利用を停止された<u>利用者は、利用停止の日から起算して1年間は、本機能に係る利用の申請をすることができません。</u> 6 <u>国税庁は、利用者が法人番号システム Web-API 機能の利用規約第9条に掲げる禁止事項に違反し、当該機能の利用を停止された場合、本機能の利用を停止することができるものとします。</u> (免責) 第10条 本機能の利用に<u>当たり</u>、利用者又は第三者が被った被害について、国税庁の故意又は重過失によるものである場合を除き、国税庁は責任を負わないものとします。	<u>(以下「アプリケーション等の提供」といいます。)</u>について、<u>内容の聴取ができるものとし、聴取の結果、同号に掲げるいずれかに該当する行為を行った場合若しくは行うおそれがあると認められた場合には、必要に応じて、改善要求</u>ができるものとします。 3 利用者は、国税庁から前項の<u>改善要求を受けた場合</u>、速やかに改善を行うものとします。 4 国税庁は、利用者が第1項各号に<u>掲げる</u>いずれかに該当する行為を行った場合<u>若しくは</u>行うおそれがあると認め<u>られた</u>場合、第3条各項により届け出ている<u>利用者情報で連絡がつかず、前2項の内容の聴取ができない場合又は前項の改善要求に応じない場合は、本機能の利用を停止することができるものとします。</u> 5 前項の規定により、本機能の利用を停止された<u>場合、利用停止となつた</u>日から起算して1年間は本機能に係る利用の申請は<u>できません。</u> 6 法人番号 Web-API 機能の利用規約第9条に掲げる禁止事項<u>を行い、法人番号 Web-API 機能の利用を停止された場合、本機能の利用を停止することができるものとします。</u> (免責) 第10条 <u>国税庁は、本機能の利用により</u>、利用者又は第三者が被った被害について、国税庁の故意又は重過失によるものである場合を除き、国税庁は責任を負わないものとします。 <u>(補償)</u>

改正後	改正前
<u>2 前項の規定にかかわらず、国税庁と利用者との間における法律関係が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合は、国税庁の過失（重過失を除く。）に起因して生じた損害について、利用者本人又は第三者に現実に生じた通常かつ直接の範囲内の損害に限り、国税庁は損害賠償責任を負うものとし、</u> (適格請求書発行事業者からの苦情) 第 11 条 利用者が本機能を利用して<u>取得した情報を</u>、当該利用者が提供するシステム等を通じて提供したことに<u>関し</u>、国税庁が適格請求書発行事業者（消費税法第 57 条の 2 第 6 項の規定により登録を取り消された事業者及び同条第 10 項の規定により登録の効力が失われた事業者を含む。）から苦情を受けた場合、国税庁は<u>当該利用者に対して、必要に応じて事実関係の報告及び改善を求めるものとし、利用者は国税庁から求めがあった場合には責任をも</u>って対応するものとし、 2 利用者が法人の場合、個人情報の管理及び適格請求書発行事業者からの苦情申出の処理に当たる個人情報管理等責任者を常勤の<u>従業員</u>の中から 1 名指定するものとし、 (セキュリティ対策等について) 第 12 条 利用者は、本機能から取得した情報の適切な<u>管理及び安全性の確保等</u>の観点から、以下の措置を講ずるものとし、 一 アンチウイルスソフトウェア等により不正プログラムとして検知	<u>第 11 条 利用者は、アプリケーション等の提供及び ID の管理について、第三者との間で生じた苦情、請求その他の紛争等については、自らの責任と負担において解決するものとし、国税庁の故意又は重過失によるものである場合を除き、国税庁は責任を負わないものとし、</u> (適格請求書発行事業者からの苦情) 第 11 条の 2 利用者が本機能を利用して、利用者が提供するシステム等を通じて、<u>本機能の情報を提供したことに</u>ついて、国税庁が適格請求書発行事業者（<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）第 5 条の規定による改正後の消費税法第 57 条の 2 第 6 項の規定により登録を取り消された事業者及び同条第 10 項の規定により登録の効力が失われた事業者を含む。）から苦情を受け付けた場合、国税庁は利用者に対して、必要に応じ、事実関係の報告や改善要求を利用者に求めることから、利用者は求めがあった場合には責任を持</u>って対応するものとし、 2 利用者が法人の場合、個人情報の管理及び適格請求書発行事業者からの苦情申出の処理に当たる個人情報管理等責任者を常勤の<u>社員</u>の中から 1 名指定するものとし、 (セキュリティ対策等について) 第 11 条の 3 利用者は、本機能から取得した情報の適切な<u>運用、安全性の確保</u>などの観点から、以下の措置を講ずるものとし、 一 アンチウイルスソフトウェア等により不正プログラムとして検知

改正後	改正前
された<u>実行ファイル及びデータファイルを実行し、又はアプリケーションに読み込ませないこと</u> 二 アンチウイルスソフトウェア等の不正プログラムの定義ファイルを常に最新の状態に維持するとともに、不正プログラムの自動検査機能を有効にすること 三 セキュリティ上の脆弱性に対応していないOS又はブラウザその他のソフトウェアを用いないこと 四 定期的に全ての電子ファイルに対して、不正プログラムへの感染の有無を確認すること 五 本機能から取得した情報について、漏えい、滅失、き損又は改ざんが生じないよう必要な措置を講ずること 六 本機能に接続している情報処理機器に対する不正アクセスが行われないよう必要な措置を講ずること	されている<u>実行ファイルやデータファイルを実行又はアプリケーションで読み込ませないようにすること</u> 二 アンチウイルスソフトウェアの不正プログラムの定義ファイルを常に最新の状態に維持し、不正プログラムの自動検査機能を有効にすること 三 セキュリティの脆弱性への対応を行っていないOSや閲覧ソフト等を用いないこと 四 定期的に全ての電子ファイルに対して、不正プログラムの有無を確認すること 五 本機能から取得した情報が漏えい、滅失、き損、改ざん等を行わせないようにすること 六 本機能に接続している情報処理機器に対する不正アクセス行為を行わせないようにすること
(個人情報の取扱い)	(個人情報の取扱い)
第 <u>13</u> 条 国税庁は、本機能の利用により取得した個人情報は、公表サイトに定める個人情報保護方針により取り扱います。	第 <u>12</u> 条 国税庁は、本機能の利用により取得した個人情報は、公表サイトに定める個人情報保護方針により取り扱います。
(本利用規約の改正)	(本利用規約の改正)
第 <u>14</u> 条 国税庁は、<u>本利用規約の変更が、利用者の一般の利益に適合し、又は本利用規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは</u>、本利用規約を改正することができるものとします。	第 <u>13</u> 条 国税庁は、<u>利用規約の変更が、利用者の一般の利益に適合し、又は、本利用規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは</u>、本利用規約を改正することができるものとします。
2 国税庁は、本利用規約の改正を行おうとするときは、緊急の場合を除	2 国税庁は、本利用規約の改正を行おうとするときは、緊急の場合を除

改正後	改正前
き、改正の効力発生日の7日前までに公表サイトにおいて本利用規約を変更する旨、<u>変更後の本利用規約の内容及びその効力発生時期を掲載するものとします。</u> 3 本利用規約の改正後に、利用者が本機能を利用するときは、<u>当該利用者は改正後の本利用規約に同意したものとみなされます。</u> (準拠法及び裁判管轄) 第 <u>15</u> 条 本利用規約には日本法が適用されるものとします。 2 本機能の利用に関連して国税庁と利用者の間に生ずる全ての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。 <u>3 前項の規定は、国税庁と利用者との間における法律関係が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合には適用しないものとします。</u> (使用言語) 第 <u>16</u> 条 利用上の手続及び問合せ等は、日本語で行うものとします。 (その他) 第 <u>17</u> 条 本機能の<u>利用に当たり、本利用規約に定め</u>ない事項は、国税庁が定めるところによ<u>るものとします。</u> 附則 本利用規約は、令和3年10月1日から施行します。	き、改正の効力発生日の7日前までに公表サイトにおいて本利用規約を変更する旨<u>及び</u>変更後の本利用規約の内容並びにその効力発生時期を掲載<u>し公表</u>するものとします。 3 本利用規約の改正後に、利用者が本機能を利用するときは、利用者は改正後の利用規約に同意したものとみなされます。 (準拠法及び裁判管轄) 第 <u>14</u> 条 本利用規約には日本法が適用されるものとします。 2 本機能の利用に関連して国税庁と利用者の間に生ずる全ての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。 (新設) (使用言語) 第 <u>15</u> 条 利用上の手続及び問合せ等は、日本語で行うものとします。 (その他) 第 <u>16</u> 条 本機能に<u>利用に当たり、本利用規約に定め</u>がない事項は、国税庁が定めるところによ<u>ります。</u> 附則 本利用規約は、令和3年10月1日から施行します。

改正後	改正前
附則（一部改正） 本利用規約は、令和５年１月２０日から施行します。 改正後の第３条第２項、同条第５項、同条第６項、第９条第１項第６号に限り令和４年１２月１５日から施行します。 また、国税庁は令和５年１月２０日をもって施行前までに発行した<u>アプリケーション</u> IDにつき、本機能の利用を停止するものとします。 ただし、利用者が令和４年１２月２８日までに改正後の第３条第２項の申請書を国税庁に提出し、国税庁が承認した<u>アプリケーション</u> IDを除きます。 附則（一部改正） 本利用規約は、令和５年４月１日から施行します。 <u>附則（一部改正）</u> <u>１ 本利用規約は、令和８年９月２１日から施行します。</u> <u>２ 本改正により、第３条第２項及び第５項を削除します。</u> <u>なお、システム上の参照関係を維持するため、削除後も条文番号を保持し、「(削除)」と表記します。</u> <u>３ 令和５年１月２０日付附則（一部改正）に記載された「改正後の第３条第２項、同条第５項」は、本改正により削除されたため、当該規定に係る部分は効力を失っています。</u> <u>４ 本改正による条文番号の変更は以下のとおりです。</u> <u>改正前</u> <u>改正後</u>	附則（一部改正） 本利用規約は、令和５年１月２０日から施行します。 改正後の第３条第２項、同条第５項、同条第６項、第９条第１項第６号に限り令和４年１２月１５日から施行します。 また、国税庁は令和５年１月２０日をもって施行前までに発行した IDにつき、本機能の利用を停止するものとします。 ただし、利用者が令和４年１２月２８日までに改正後の第３条第２項の申請書を国税庁に提出し、国税庁が承認した IDを除きます。 附則（一部改正） 本利用規約は、令和５年４月１日から施行します。 （新設）

改正後		改正前
第 11 条	削除	別紙 1 適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能アプリケーション ID 発行申請書
第 11 条の 2	第 11 条	
第 11 条の 3	第 12 条	
第 12 条以下	各 1 条ずつ繰り下げ	
(削除)		

改正後

改正前

項目	項目名	内容	記載箇所等
2.	取得した公表情報を 利用するシステムについて		
2.1.	プログラム・システム等の名称		1つのアプリケーションIDを複数のプログラム又はシステムで利用される場合は、すべてのプログラム又はシステムの名前を記載してください。
2.2.	取得した公表情報の利用方法		2.1.で記載したプログラム・システム等において、取得した公表情報の利用方法を記載してください。 (記載例)ソフトのデータベースとして使用し、利用者の登録機能と結びつける。
2.3.	ダウンロードファイルの利用有無	有り・無し	2.1.で記載したプログラム・システム等において、連絡請求発行事業者公表サイトに掲載しているダウンロードデータの利用有無を記載してください。
2.4.	利用者の範囲		該当する利用者をすべてチェックしてください。(複数選択可)
2.4.1.	顧客	☐	顧客の範囲は、次の2.4.1.1.～2.4.1.3.を選択してください(複数選択可)
2.4.1.1.	一般(法人)	☐	税理士法人の場合は2.4.1.3.税理士(税理士法人含む)にチェックをつけてください
2.4.1.2.	一般(個人)	☐	税理士の場合は2.4.1.3.税理士(税理士法人含む)にチェックをつけてください
2.4.1.3.	税理士(税理士法人含む)	☐	
2.4.2.	自社	☐	
2.4.3.	その他		具体的に記載してください
2.5.	当該から取得したデータの保存先・ 保存方法		
2.5.1.	データの保存先		該当する保存先をすべてチェックしてください
2.5.1.1.	クラウド	☐	
2.5.1.2.	外部記憶媒体	☐	
2.5.1.3.	その他		具体的に記載してください
2.5.1.4.	個人情報の保存はない	☐	個人事業者の登録番号や氏名などは個人情報に該当します
2.5.2.	データの保存方法		保存方法がある場合のみ記載してください
2.5.2.1.	適切に保存している	はい・いいえ	「はい」又は「いいえ」を選択してください 仮に「いいえ」を選択した場合、その理由を具体的に説明し、守ることができる場合は、適切な保存に該当しません。 2.5.1.4.にて個人情報保存がない、と回答した場合は、入力不要です
2.5.2.2.	保存方法		具体的に記載してください (記載例)保存データについては、アクセス権限を設定している

項目	項目名	内容	記載箇所等
2.6.	取得した公表情報に無関係な 利用者の把握		
2.6.1.	取得した公表情報について、 利用者の特定又は匿名化が困難 を把握できる	はい・いいえ	「はい」又は「いいえ」を選択してください
2.6.2.	2.6.1.で「はい」と回答した 場合、その方法		利用者の把握方法について記載してください。 (記載例) □データの削除により、公表情報を取得した利用者を把握できる □データの削除により、公表情報を取得した利用者を把握できない場合は、公表情報を把握できる
2.7.	添付書類		2.7.1又は2.7.2、6のいずれかの資料を添付してください
2.7.1.	取得した公表情報を利用する 電子署名システムプログラムの 概要を記載した書類(プログラ ムの概要)	☐	PDF形式でメールに添付して送付してください(10MBまで)
2.7.2.	その他参考資料(ソフト等 のインストール)	☐	PDF形式でメールに添付して送付してください(10MBまで)
3.	契約事項		3.1から3.3.の契約事項についてご確認ください。 なお、事前に契約事項に反する事実を把握した場合は、アプリケーションIDの利用を停止します。
3.1.	【利用規約・法令遵守】 取得した公表情報につき、連絡請 求事業者(利用者)側のシステムの利用 契約が個人情報を第三者への提供を禁 止します。	はい・いいえ	
3.2.	【利用者への提供方法】 取得した公表情報につき、利用者 へ提供する際は、データベースでの 提供を避けたい。(連絡請求発行 事業者公表サイトの連絡先で「公 表情報の提供の要」ボタンまでクリックしま す。)	はい・いいえ	「連絡請求発行事業者公表サイトの運用方針(令和3年7月～令和5年1月改訂)(国納) 1. 公表サイトの目的 連絡請求発行事業者公表サイト(以下「後サイト」といいます。)(注。公開経法第57条の2に基 づき、連絡請求発行事業者の登録・更新等の管理を行うためのものです。 後サイトでは、登録・更新業務等に取組んでいる事業者が、登録番号として登録時点において 有効なものや、連絡請求発行事 業者が取消等を受けない限り)を掲載することとなります。
3.3.	【監査への協力】 必要に応じ、行政が実施する監査 に協力します。	はい・いいえ	
4.	法人番号システムWeb-API機能 に係るアプリケーションID		
4.1.	法人番号システムWeb-API機能 のへの利用希望の有無	はい・いいえ	連絡請求発行事業者公表システムWeb-API機能(以下「Web-API機能」といいます)の活用希望の有無を教えてください。インボイスWeb-API機能のアプリケーションIDをもしはづ けでなければならず、法人番号Web-API機能に係るアプリケーションIDを利用される場合は、はい を選択してください。

20230120 1-2-2

改正後

(削除)

改正前

別紙2 「適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能アプリケーション ID 変更申請書」

別紙2

適格請求書発行事業者公表システムWeb-API機能アプリケーションID変更申請書

国税庁 軽減税率・インボイス制度対応室 様

項目	項目名	任意 選択	内容	記載事項等
1.	事業者情報			
1.1.	利用者区分		法人・個人	法人又は個人のどちらかを選択してください。 法人が法人、個人が個人に該当する必要があります。
1.2.	氏名又は名称	☐		法人の方は法人の名称を記載します。
1.3.	所在地	☐		都道府県名から記載してください。
1.4.	事業内容	☐		
1.5.	メールアドレス	☐		アプリケーションID発行通知システムに入力されたメールアドレスを入力してください。 メールアドレスの変更の場合は、申請書の提出が必要です。 インボイス公表サイトがアプリケーションID登録情報変更通知を登録（適用）し開始してください。
1.6.	アプリケーションID			アプリケーションIDを入力してください。
1.7.	担当氏氏名	☐		利用者区分が法人の場合、担当者（氏名）を記載してください。 担当者（氏名）は、申請書の提出時に、申請書の提出が必要です。 インボイス公表サイトがアプリケーションID登録情報変更通知を登録（適用）し開始してください。
1.8.	担当者連絡先	☐		利用者区分が法人の場合、担当者（連絡先）を記載してください。 電話番号（ハイフアン）付きで記載してください。 インボイス公表サイトがアプリケーションID登録情報変更通知を登録（適用）し開始してください。
1.9.	個人情報管理・苦情処理責任者氏名	☐		利用者区分が法人の場合、個人情報管理・苦情処理責任者の氏名を記載してください。
1.10.	個人情報管理・苦情処理責任者連絡先	☐		利用者区分が法人の場合、個人情報管理・苦情処理責任者の連絡先を記載してください。 電話番号（ハイフアン）付きで記載してください。

項目	項目名	任意 選択	内容	記載事項等
2.	取得した公衆情報を 利用するシステムについて			
2.1.	プログラム・システム等の名称	☐		1つのアプリケーションIDを複数のプログラム又はシステムで利用される場合は、すべてのプログラム・システム等の名称を記載してください。
2.2.	取得した公衆情報の利用方法	☐		2.1で記載したプログラム・システム等において、取得した公衆情報の利用方法を記載してください。 （記載例）APIのデータベースとして使用し、利用者の取引履歴を紐づける。
2.3.	ダウンロードファイルの利用有無	☐	有り・無し	2.1で記載したプログラム・システム等において、適格請求書発行事業者公表サイトに掲載しているダウンロードファイルの有無を記載してください。
2.4.	利用者	☐		該当する利用者すべてをチェックしてください。（複数選択可）
2.4.1.	顧客	☐		顧客の場合は、次の2.4.1.1～2.4.1.3を選択してください。（複数選択可）
2.4.1.1.	一般（法人）	☐		税理士法人の場合は2.4.1.3.税理士（税理士法人含む）にチェックをつけてください。
2.4.1.2.	一般（個人）	☐		
2.4.1.3.	税理士（税理士法人含む）	☐		税理士の場合は2.4.1.3.税理士（税理士法人含む）にチェックをつけてください。
2.4.2.	自社	☐		
2.4.3.	その他			具体的に記載してください。
2.5.	当時から取得したデータの保存先・ 保存方法			
2.5.1.	データの保存先	☐		該当する保存先すべてをチェックしてください。
2.5.1.1.	クラウド	☐		
2.5.1.2.	外部記録媒体	☐		
2.5.1.3.	その他			具体的に記載してください。
2.5.1.4.	個人情報の保存はない	☐		個人事業者の登録番号や氏名などは個人情報に該当します。
2.5.2.	データの保存方法			保存がある場合のみ記載してください。
2.5.2.1.	適切に保存している		はい	
2.5.2.2.	保存方法	☐		具体的に記載してください。 （記載例）保存データについては、アクセス権限を設定している。

改正後

改正前

項目	項目名	変更 箇所	内容	記載要領等
2.6.	取得した公表情報に係る 利用者の把握			
2.6.1.	取得した公表情報について、 利用者の同意又は要約取得の旨 を記載できる		はい	「はい」又は「いいえ」を選択してください
2.6.2.	2.6.1.で「はい」と回答した 場合、その方法	☐		利用者の把握方法について記載してください。 ・ログの削除により、公表情報を取得した利用者が把握できる。 ・ログの削除により、公表情報を取得した利用者及び取得した公表情報が把握できる
2.7.	添付書類			2.7.1又は2.7.2.のいずれかの資料を添付してください
2.7.1.	取得した公表情報を利用する 電子計算機及びプログラムの 概要を記載した書類(プログラ ムの概要)	☐	☐	PDF形式でメールに添付して送付してください。
2.7.2.	その他参考資料(ソフト等 及び写真等)	☐	☐	PDF形式でメールに添付して送付してください。

20221226-1-0-1